

請願第 1 号

【件 名】

「介護保険制度において鍼灸マッサージが業として介護予防に参画できるよう見直しを求める意見書」を国に提出することを求める
請願

【請願要旨】

鍼灸マッサージが業として介護予防に参画できるようにしてください。

【請願理由】

介護保険制度は、平成 12 年(2000 年)4 月に施行以来 5 年目を迎え、本年、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において見直しが行われました。その後引き続き、今後の介護保険制度の見直しに向けて審議が重ねられております。

その中で、今後高齢化が急速に進展し、高齢者をめぐる状況も大きく変化することが予測されることから、特に介護予防の推進が重要な課題のひとつとなっており、要介護状態になる前の段階から統一的で効果的な介護予防サービスを提供するものとしています。

そこで、より効果的な介護予防策として以下の点について、地方自治法第 99 条の規定により、国会および関係行政庁に意見書をご提出くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【鍼灸マッサージ業務の介護予防参画について】

これまで、国家資格を有する鍼灸マッサージ師は、介護保険制度においては機能訓練指導員として、また老人保健法においては機能回復指導員として入所者の機能訓練に従事するほか、医療保険においては維持期リハビリを担う等、介護・医療の立場から自立を支援してきたところであり、今後においても介護予防プランに東洋医学(未病を治す)の考え方を取り入れ、真に介護予防・リハビリテーションに効果のあるプログラムの提供が可能であります。

特に高齢者の中には、運動すると疼痛が出現するケース、筋肉の硬さがあり効果的な運動ができないケース、血液循環の悪さにより疲労の回復が悪く運動を続けられないケース、また尿漏れやうつ症状などにより集団に適応できないケースなど、個別ニーズへの対応

を余儀なくされるケースが多々あります。

これらのケースに集団で対応すると、拒否をおこすケースが多く、かえって閉じこもりを助長してしまう恐れがあります。

転倒や閉じこもりの原因の多くは下肢筋力の低下、自律神経不調による眩暈や尿失禁などが考えられ、鍼灸マッサージはこれらの症状に対し、血液循環を改善させることにより運動機能(筋持久力)や柔軟性の向上、自律神経調整機能の向上、および痛みの軽減、尿漏れ(頻尿)などに効果を発揮し、転倒予防、閉じこもりの防止をすることができます。鍼灸マッサージは科学的にもその効果は証明されており、鍼灸マッサージ師の役割は、その施術をすることにより運動習慣の継続を促し、活動性をさらに向上させ、介護予防の趣旨に即した貢献をすることと考えます。

ところが、介護保険制度見直しにおいて、介護予防の推進が課題であるにもかかわらず、そのための計画策定に鍼灸マッサージ師の果たす役割がなんら考慮されていないのが現状であります。

つきましては、鍼灸マッサージ業務が介護予防に参画できるようにお願いいたします。

以上、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。